

最低賃金をご確認ください

ご存じの方も多いかと思いますが、愛知県内の特定最低賃金が令和7年10月に改定されましたので改めてご案内申し上げます。愛知県最低賃金は令和7年10月18日より **1,140円** となっております。



なお、令和7年12月16日より、下の業種に該当する事業場所属の労働者の方には、更にそれを上回る金額の適用がございますので、ご留意願います。

特定最低賃金

下記の産業で働く方々には、特定最低賃金が適用されます。

● 製鉄業

● 製鋼・製鋼圧延業

● 鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)

令和7年12月16日から
時間額

1,175 円

前年比
64円
UP

● 輸送用機械器具製造業

[建設用ショベルトラック製造業を含む。
船舶製造・修理業、船用機器製造業及び
自転車・同部分品製造業を除く。]

令和7年12月16日から
時間額

1,146 円

前年比
65円
UP

事業場で働く労働者の方に適用されますので、技能実習生等の外国人労働者の方や、事務を専らとする労働者の方にも原則適用されます。

適用を受ける労働者の方が時給制であれば最低賃金との比較は容易ですが、適用を受ける労働者の方が時給制以外の場合、今年も大丈夫だろうと考えて確認を怠っていたところ、最低賃金を下回っていた、というケースが稀に見受けられます。月給制の場合、

月給 ÷ 1か月における所定労働時間数 (月により所定労働時間数が異なる場合には、
1年間における1か月平均所定労働時間数)

で求められる、1時間あたりの換算額が最低賃金以上となっている必要があります。

月給制の場合、労働日、労働時間が月により異なる場合が多いかと思います。何らかの影響で年間の所定労働日数が増加した結果、1年間における1か月平均所定労働時間数も増え、1時間あたりの換算額が低くなることもあるので、その点を踏まえ最低賃金との比較確認をお願いします。

詳細につきましては、下記の特設サイト等もご覧ください。

最低賃金特設サイト

